

議案第9号

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年西海市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「交通船の」の次に「船長、機関長、」を、「特殊勤務手当条例」の次に「第9条及び」を加える。

第20条第2項中「交通船の船長又は機関長の職に任用された」を「交通船に勤務する」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月24日 西海市条例第14号</p> <p>第1条～第4条 (略) (特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 交通船の<u>船長、機関長、甲板員又は機関員</u>の職に任用されたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例第9条及び第10条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、前条の規定による報酬のほか、特殊勤務手当に相当する報酬を特殊勤務手当条例第9条及び第10条に規定する計算方法により支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第19条 (略) (特殊勤務手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 <u>交通船に勤務するフルタイム</u>会計年度任用職員には、その者の勤務</p>	<p>西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月24日 西海市条例第14号</p> <p>第1条～第4条 (略) (特殊勤務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 交通船の甲板員又は機関員の職に任用されたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例第10条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、前条の規定による報酬のほか、特殊勤務手当に相当する報酬を特殊勤務手当条例第10条に規定する計算方法により支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第19条 (略) (特殊勤務手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 <u>交通船の船長又は機関長の職に任用されたフルタイム</u>会計年度任用</p>

新	旧
<p>形態、職務の内容及び責任を考慮して、給与条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>第21条～第27条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>職員には、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、給与条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>第21条～第27条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。